



いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・どの子どもにも、どこにでも起こりうることであり、全ての児童生徒を対象として対応をする。
- ・いじめを未然に防止することが最も重要であり、いじめを生まない環境づくりやいじめをしない態度や能力を身につけられるようにする。
- ・いじめ対策組織を中心に、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築する。
- ・「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、地域総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

いじめの表れ

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団からの無視
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品のたかり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

困難課題対応的生徒指導

学校におけるいじめに対する措置

学校いじめ対策組織（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事・主任、養護教諭、学級担任等）が緊急会議を実施し、対応を協議する。

- 1 事実確認
- 2 具体的な対応 ◇学校いじめ対策組織を活用し対応
 - ①いじめられている児童生徒の理解とケア
 - ・被害者保護を最優先。心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。
 - ②被害者ニーズの確認
 - ・安全な居場所の確保や指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
 - ③いじめ加害者と被害者の関係修復
 - ・いじめは絶対に認められないという毅然な態度をとりながらも、内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止める。
 - ④いじめの解消
 - ・解消しているかどうか、本人や保護者への面談などを通して、継続的に確認していく。

課題予防的生徒指導

- 1 子どもの実態把握
 - ◇「困った、助けて」と言える雰囲気づくり
 - ①表情・HRの雰囲気からいじめの兆候を察知
 - ②「教育相談アンケート」の定期的実施
 - ③養護教諭を主とした出席状況の把握
 - ④「児童生徒理解研修」等における情報交換
 - ⑤「沼津市いじめアンケート」の実施・検証

早期発見のための取り組み

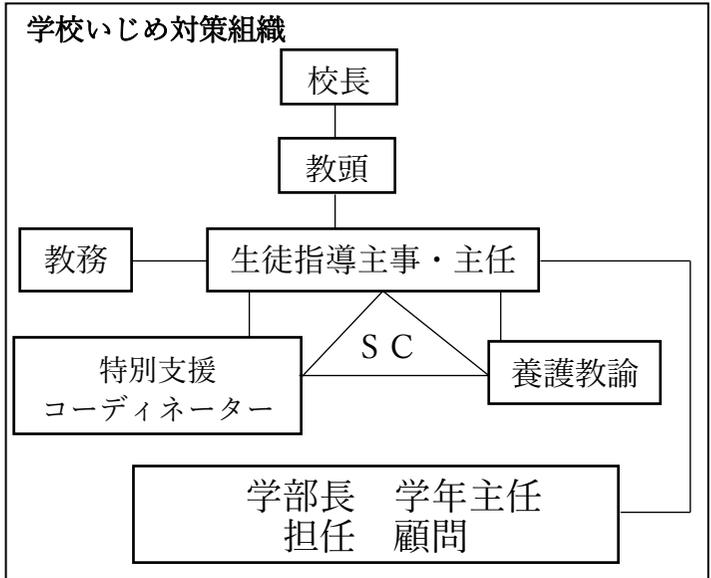
- 2 相談体制の整備
 - ◇「辛さや願いを語る」ことができる安心感
 - ①教育相談日の設定（個別面談）
 - ②スクールカウンセラー相談日の周知
 - ③保健室相談への体制づくり
 - ④相談室の配置・整備

発達支援的生徒指導

いじめを生まない環境づくり・いじめをしない態度や能力を身につける日常の取り組み

「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」「多様性を認め、人権侵害をしない」「安心で安全な学校づくり・学級づくり」

- 1 道徳教育等の推進
 - ◇社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養う。
 - ・児童生徒同士でいじめについて考え、議論したり、ロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの場を用意する。
 - ・いじめの「傍観者」が「仲裁者」や「相談者」に転換できるように促す取り組みを行う。
 - ・法や学校いじめ防止基本方針について説明し、いじめに対する法律的な視野での理解を深める。
- 2 子どもが主体的に活動できる場の設定
 - ◇子どもが主体的になって取り組める学級活動や自治会活動、学校行事にすることで、自己指導能力を高める。
 - ・「チャレンジ」を推奨し、認め合い応援し合える場づくり。
 - ・縦割り班による異年齢交流である「はあと班活動」の推進。
 - ・多様な意見を出し合える雰囲気をつくり、相互理解のもと、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような働きかけ。
- 3 保護者や地域の協力
 - ◇家庭や地域では、常に子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう促す。
- 4 教職員の資質向上
 - ◇教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行う。
 - ・教員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める。



関係機関への報告・協力依頼
・沼津市教育委員会

<必要に応じて>

- ・心理・福祉等に関する専門家への協力依頼
- ・いじめが犯罪行為であったと認められるときには、警察へ相談